

令和2年9月11日	参考資料2
第10回要介護認定情報・介護レセプト等 情報の提供に関する有識者会議	

「要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関する有識者会議」運営規程

(所掌事務)

第1条 本規程は、要介護認定情報等の提供に関する有識者会議（以下「本会議」という。）開催要綱に定めるもののほか、本会議及び審査分科会（以下「分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定足数)

第2条 本会議及び分科会は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、取りまとめを行うことができない。ただし、第5条に規定する意見書の提出があった者（構成員に限る。）は、出席したものとみなす。

(議事のとりまとめ)

第3条 分科会に関する議事については、座長を含めた出席した構成員の賛否の数及び意見の概要をもって取りまとめることとする。なお、継続した議論の結論については、原則座長の取りまとめるところによる。

2 本会議に関する議事については、座長を除く出席した構成員の過半数をもって取りまとめ、可否同数のときは、座長の取りまとめるところによる。

(構成員の留意事項)

第4条 構成員は、原則として、自らが行う又は自らが所属する機関（所属する機関が大学の場合には所属する学部、研究学科又は研究室等）に所属している者が行う要介護認定情報等の提供依頼申出に対する可否の検討に参加することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、座長が必要と認めた場合にあつては、当該構成員は、要介護認定情報等の提供依頼申出に対する可否の検討に参加することができる。ただし、この場合にあつても、当該構成員は、前条に規定する取りまとめには参加しない。

3 構成員は、任期中及び任期終了後において、構成員として知りえた情報を自ら利用し、又は他に漏らしてはならない。ただし、既に公表されている情報についてはこの限りではない。

(欠席構成員の意見提出)

第5条 構成員は、やむを得ない理由により、本会議又は分科会に出席できない場合にあっては、議事となる事項について、あらかじめ意見書を提出することができる。

(議事録の原則非公開及び議事要旨の公開)

第6条 本会議及び分科会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

一 会議の日時及び場所

二 出席した構成員の氏名

三 議事になった事項

2 分科会の検討にあたっては、提供依頼申出者の独自の研究方法に係る事項や特定の集計方法により特定個人の識別可能性が高まるなどのそれ自体公開することが望ましくない事実等が議事に含まれるため、議事を非公開とした場合においては、議事録（資料等を含む。以下、この条において同じ。）は原則非公開とする。

3 本会議の議事を公開とした場合においては、議事録は原則公開とする。ただし、座長は、個人情報保護の観点から特別な配慮が必要と認める場合等にあっては議事録の全文又は一部を非公開とすることができる。

4 第2項又は前項の場合で議事録の全部又は一部を非公開とした場合において、座長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、本会議及び分科会の議事運営に関し必要な事項は、本会議の座長が本会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成30年3月14日から施行する。